

# 墨田区いじめ防止対策基本方針

平成 27 年 3 月 20 日

墨 田 区

(平成 30 年 3 月 15 日改定)

## **1 基本方針策定の意義**

## **2 いじめの定義**

## **3 いじめの禁止**

## **4 いじめ問題への基本的な考え方**

### **◆ 墨田区の基本理念**

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくり
- (2) 児童等をいじめから守り通し、児童等のいじめ解決に向けた行動を促す
- (3) 教員の指導力の向上と組織的対応
- (4) 保護者・地域住民・事業者その他関係者と連携した取組

## **5 学校における取組**

- (1) 区立学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 組織等の設置
- (3) 区立学校におけるいじめの防止等に関する取組
  - ① いじめの未然防止 ② いじめの早期発見 ③ いじめの早期対応 ④ 重大事態への対処
- (4) 取組の見直し・改善

## **6 家庭における取組**

- ① いじめの未然防止 ② いじめの早期発見 ③ いじめの早期対応 ④ 重大事態への対処

## **7 地域住民・事業者等における取組**

- ① いじめの未然防止 ② いじめの早期発見 ③ いじめの早期対応 ④ 重大事態への対処

## **8 墨田区における取組**

- (1) 墨田区いじめ問題対策協議会の設置
- (2) 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会の設置
- (3) 墨田区いじめ問題調査委員会の設置
- (4) いじめの防止等に関する具体的な取組
  - ① 相談体制の整備
  - ② 事業者・関係機関等と連携した取組の推進
  - ③ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の活用
  - ④ 支援体制の充実
  - ⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進
  - ⑥ 啓発活動
  - ⑦ いじめの防止等のための調査研究の実施
- (5) 「墨田区教育委員会いじめ防止プログラム」の策定
- (6) 区長による報告又は協議の要求

## **9 いじめ解消の判断及びその後の配慮**

## **10 その他**

- (1) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等
- (2) 学校評価における留意事項

## 1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという国民的な課題であり、児童等（区内の学校に在籍する児童又は生徒をいう。以下同じ。）が集団生活の中で社会性や対人関係能力を学ぶ場となる学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童等が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

墨田区いじめ防止対策基本方針（以下「基本方針」という。）は、区立学校におけるいじめ問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、区（区長部局、教育委員会、学校をいう。以下同じ。）、家庭、地域住民、事業者その他の関係者が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）や東京都いじめ防止対策推進条例、墨田区いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない。

## 4 いじめ問題への基本的な考え方

### 【墨田区の基本理念】

いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にし、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

区は、この基本理念に基づき、いじめは、どこでも起こり得るという認識の下、いじめの問題を克服することを目指していじめの防止等のための対策に取り組み、いじめを発見した場合には、速やかに対処していく必要がある。

また、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、区、地域住民、家庭、事業者その他の関係者の連携の下、地域社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 【取組にあたっての基本的な考え方】

### （１）いじめを生まない、許さない学校づくり

#### いじめに関する児童等の理解を深める

児童等がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

### （２）児童等をいじめから守り、児童等のいじめ解決に向けた行動を促す

#### いじめられた児童等を守る

いじめられた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、その児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童等を組織的に守る取組を徹底する。

#### 児童等の取組を支える

周囲の児童等がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた児童等を守るとともに、周囲の児童等の発信を促すための児童等による主体的な取組を支援する。

### （３）教員の指導力の向上と組織的対応

#### 学校一丸となって取り組む

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

### （４）保護者・地域住民・事業者等と連携した取組

#### 地域社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、区立学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者、地域住民、事業者その他の関係者等と連携し、地域社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識の育成等に努めるとともに、児童等をいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、当該学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

特に、LINE等のSNSサイト、インターネット上に他人の悪口や個人情報、不適切な内容等については、表出しにくい状況である。児童等の日常の変化に気付き、一人で悩みを抱え込むことのない環境づくりをする。

## 【区立学校における重大事態に係る対処】（条例第31条）

1 法第28条で、以下の事態をいじめの「重大事態」としている。（法第28条第1項）

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 区立学校において「重大事態」が発生した場合には、区立学校は、教育委員会を通じて、その旨を区長に報告するものとする。
- 3 重大事態の調査（以下「重大事態調査」という。）は、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）が行うものとする。
- 4 教育委員会及び区立学校は、専門委員会が重大事態調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 5 教育委員会は、重大事態調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- 6 専門委員会は、重大事態調査を行ったときは、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 7 教育委員会は、専門委員会から調査結果の報告を受けたときは、その旨を区長に報告するものとする。

#### 重大事態の意味（法第 28 号第 1 項）

・「生命、心身又は財産に重大な被害」について

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ○ 児童等が自殺を企図した場合   | ○ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○ 金品等に重大な被害を被った場合 | ○ 精神性の疾患を発症した場合  |
- などのケースを想定している。

・「相当の期間」について

不登校の定義<sup>1</sup>を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童等又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

<sup>1</sup> 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義

## 5 学校における取組

### （1）区立学校いじめ防止基本方針の策定

区立学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）」及び「墨田区いじめ防止基本方針」に基づき、その学校の実情に応じ、保護者及び地域の参画のもと「区立学校いじめ防止基本方針」を定める。（区条例第 12 条）

### （2）組織等の設置

- ① 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。（区条例第 24 条）
- ② 区立学校において法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が発生した場合は、教育委員会の附属機関である「教育委員会いじめ問題専門委員会」が調査審議を行い、その結果を教育委員会に答申するものとする（区条例第 14 条第 2 項）。その際、当該調査の対象となった区立学校は、いじめを受けた児童

等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。（区条例 31 条第 3 項）

（３）区立学校におけるいじめの防止等に関する取組

区立学校は、教育委員会等と連携して、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめの早期対応」、「重大事態への対処」の４つのフェーズに応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

① いじめの未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という風土の醸成
- ・豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・児童等及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・家庭訪問や学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

② いじめの早期発見

- ・児童等が発する小さなサインを見逃すことのないよう、心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取る等のチェック機能強化
- ・定期的な状況調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握と児童等がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

③ いじめの早期対応

- ・家庭・地域と一体となるという意識をもち、いじめの訴え等を鋭く受けとめ、いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない校内体制の構築
- ・いじめのケースに応じて効果的に対応できる重層的な体制の確立
- ・いじめられた児童等や、いじめを通報した児童等の安全の確保
- ・いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導
- ・いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・保護者への説明・支援・助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・教育委員会への確実・迅速な報告と、関係機関や専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

④ 重大事態への対処

- ・いじめられた児童等の安全の確保
- ・いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・関係機関や専門家等との相談・連携

- ・「出席停止」も視野に入れた対応
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施
- ・重大事態発生についての教育委員会への報告又は教育委員会の調査への協力
- ・重大事態の調査結果についての区長による再調査への協力

#### (4) 取組の見直し・改善

区立学校は、学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかについて点検し、その結果に基づき方針等を見直しを行うこととする。また、学校で定めたいじめへの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処が手順どおりできなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組について、毎年P D C Aサイクルにより検証を行っていくこととする。

## 6 家庭における取組

- (1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- (2) 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- (3) 保護者は、区、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。(区条例第8条)

上記の保護者の責務を踏まえ、家庭は、学校等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つのフェーズに応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

#### ① いじめの未然防止

- ・PTA・地域活動の場等における、いじめ予防のための啓発活動を実践し、児童等に模範を示す。
- ・学校行事やPTA 活動・地域の行事等に積極的に参加し、日ごろから保護者同士や学校、地域と相互の関係を構築するよう努める。

#### ② 早期発見

- ・児童等と過ごす時間を増やし、児童等の心身の状況を把握するとともに日ごろから心の問題についても話し合うようにする。
- ・コンピュータやスマートフォン等を与えるときは、児童等の発達段階や利用の必要性を十分に考えて判断し、フィルタリング等の制限機能を活用する。
- ・コンピュータやスマートフォン等の使用状況についても確実に把握する。

#### ③ いじめの早期対応

##### ○児童等がいじめていた場合

- ・頭ごなしに叱ったりせず、児童等の話をよく聴く。(本人の言い分を十分に聴き取ることが重要)。
- ・児童等の気持ちを充分汲み取った上で、理由はどうあれ、その行為自体は許されないことであることを理解させ、その行為がどういう結果を生み、それに対してどう対処すればよいかを一緒に考える。

○児童等がいじめられていた場合

- ・児童等から聴き取った話の内容を時間順に整理し、具体的な事実をもとに担任の先生等に相談する。  
(担任の先生や担当の先生に直接伝えることが難しい場合は、養護教諭、学年主任、生活指導主任、副校長やスクールカウンセラーに相談するのもひとつの方法)

④ 重大事態への対処

- ・区立学校、教育委員会又はその他の相談機関に連絡し、児童等の安全確保ができるまでは児童等を一人きりにしない。
- ・家庭内だけで処理しようとせず、学校、教育委員会、関係機関と連携して対応する。

## 7 地域住民・事業者等における取組

地域住民及び事業所等は、教育委員会及び区立学校等と連携して、次のとおりいじめの防止等に努めるものとする。

(1) 地域住民及び事業者の役割（区条例第9条）

地域住民及び事業者は、国、東京都及び区が実施するいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(2) 学校相互間の連携協力に関する措置（区条例第29条）

区は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携及び協力に必要な措置を講ずるものとする。

なお、区立学校以外の学校間で生じた問題については、東京都教育委員会を介して対応する。

(3) 事業者による措置等（区条例第30条）

事業者は、その事業活動において、いじめの防止のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、児童等からいじめに係る相談を受け、又はいじめの事実があると思われるときは、いじめを受け、又はいじめを行っていると思われる児童等がそれぞれ在籍する学校及び教育委員会その他の関係者への通報等いじめの早期発見のための適切な措置をとるよう努めるものとする。

これらの役割等を踏まえ、地域住民及び事業者等は、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめの早期対応」「重大事態への対処」の4つのフェーズに応じて、いじめの防止等に向けた次の対応に努めるものとする。

① いじめの未然防止

- ・地域等の大人からの児童等への積極的な声掛け
- ・地域活動の場等における、いじめ予防のための啓発活動の実践や児童等への模範の提示
- ・学校行事や地域の行事等を通じた地域の大人同士の関係構築

② いじめの早期発見

- ・地域、事業所等での児童等とのかかわりにおける心身の状況の把握

- ・地域・事業所等において児童等と話す機会の拡大
- ・地域における児童等の様子の変化などの把握
- ③ いじめの早期対応
  - ・いじめに気づいた場合の当該学校への速やかな情報提供
- ④ 重大事態への対処
  - ・家庭等からの相談に対する支援（学校・関係機関との連携対応）

## 8 墨田区における取組

### (1) 墨田区いじめ問題対策協議会の設置（条例第 13 条）

区は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第 14 条第 1 項の規定により学校、教育委員会、児童相談所、東京法務局、警察その他の関係者により構成される「墨田区いじめ問題対策協議会」を設置する。

当該協議会の主な所掌事項は次のとおりである。

- ・区におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ・その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

### (2) 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会の設置（条例第 14 条）

教育委員会は、墨田区いじめ問題対策協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者で構成する「墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会」を置く。

主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議
- ・区立学校でのいじめの通報・相談に対する、第三者的機関としての当事者間の関係の調整、解決
- ・区が行ういじめの防止等のための対策への支援
- ・区立学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査

### (3) 墨田区いじめ問題調査委員会の設置（条例第 33 条）

区立学校で重大事態が発生し、法 30 条第 1 項に基づき学校の設置者又は学校が調査した結果の報告を受けた区長は、必要があると認めるときは、公平、公正な調査を行うために第三者の学識経験者等により構成される区長の附属機関「墨田区いじめ問題調査委員会」を設置し、法 28 条第 1 項の規定に基づく調査の結果について調査（通称「重大事態区長調査」）を行うことができる。

### (4) いじめの防止等に関する具体的な取組

#### ① 相談体制の整備

来庁・電話・メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童等及びその保護者等に周知する。

#### ② 事業者、関係機関等と連携した取組の推進

区、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室、福祉機関や医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関等と連携し、いじめの防止等に関する取組を推進する。

#### ③ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の活用

教職員を対象としたいじめ問題の研修の充実や、養護教諭その他の教職員を配置するなど、教職員の資質能力の向上や効果的な活用を推進する。

#### ④ 支援体制の充実

スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家の配置拡大やスクールサポートセンター等の相談機能の充実等による支援体制の拡充

#### ⑤ インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう監視する関係機関との連携を図るとともに、児童等に対する情報モラル教育の充実及び児童等やその保護者に対する啓発活動を行う。

⑥ 啓発活動

いじめの未然防止のための広報、その他の啓発活動を推進する。

⑦ いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究及び検証などを行い、その成果を普及する。

(5) 「墨田区教育委員会いじめ防止プログラム」の策定

教育委員会は、区立学校を対象とした「墨田区教育委員会いじめ防止プログラム」を策定し、対策を推進する。

(6) 区長による報告又は協議の要求（区条例第17条）

区長は、必要があると認めるときは、区立学校におけるいじめの早期発見及びいじめへの対処について、教育委員会に対して状況の報告又は協議を求めることができる。

## 9 いじめ解消の判断及びその後の配慮

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 10 その他

### (1) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等（区条例第 21 条）

区は、この基本方針に基づくいじめの防止等のための対策の実施状況について検証を行うものとする。

また、いじめの防止等のための次の事項について、調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

- ① いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言のあり方
- ② インターネットを通じて行われるいじめへの対応のあり方
- ③ その他のいじめの防止等のために必要な事項

### (2) 学校評価における留意事項（区条例第 23 条）

教育委員会は区立学校の評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

# 相談窓口一覧

|     | 相談内容等                                                    | 部署                                                                    | 電話番号等                                                                                 |
|-----|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 墨田区 | 墨田区いじめ防止基本方針に関すること                                       | 教育委員会事務局庶務課企画・法規担当                                                    | 5608-6301                                                                             |
|     | 墨田区教育委員会いじめ防止プログラム、いじめ対応マニュアル等<br>学校における指導について、子供に関すること等 | 教育委員会事務局指導室                                                           | 5608-6307                                                                             |
|     | いじめ等に関する人権問題、人権擁護委員に関すること等                               | 人権同和・男女共同参画課                                                          | 5608-6322                                                                             |
|     | 法律・人権相談（区民のさまざまな法律・人権相談）                                 | すみだ区民相談室（月・水・金）<br>（祝日・年末年始除く）<br>10時～11時30分、13時～16時<br>（要予約当日9時～）    | 墨田区役所 1 階<br>5608-1616                                                                |
|     | 子供のいじめ、不登校、学校生活、子育て等に関する相談                               | すみだスクールサポートセンター<br>24時間いじめ相談窓口（電話相談）<br>教育相談室<br>ヤングテレフォン相談<br>親子電話相談 | 3613-0127（9時～16時30分）<br>3613-0127（休日・夜間含む24時間）<br>5247-2012<br>3616-1003<br>5247-2015 |
|     | いじめを含む子供からの相談及び子育て全般に関する相談等                              | 子育て支援総合センター                                                           | 5630-6677                                                                             |
|     | いじめ、不登校、友人関係、発達障害、自傷行為等に関する相談等                           | いじめ相談ホットライン<br>教育相談センター                                               | 0120-53-8288（24時間対応）<br>3360-8008                                                     |
|     | いじめの問題やその他の子供に関する相談全般                                    | 24時間子供SOSダイヤル<br>（全国統一ダイヤル）                                           | 0120-0-78310（24時間対応）                                                                  |
|     | 学校、子育て等、子供に関する相談全般                                       | 児童相談センター（よいこに電話相談）                                                    | 3366-4152                                                                             |
|     | いじめ、体罰、虐待等の子供の人権侵害に関する相談                                 | 子供の権利擁護専門相談事業<br>（話してみなよー東京子供ネットー）                                    | 0120-874-374                                                                          |
| 東京都 | 非行、いじめ、不登校、犯罪被害等に関する相談                                   | 警視庁少年相談室<br>（ヤング・テレフォン・コーナー）                                          | 3580-4970（24時間対応）                                                                     |
|     | 子供の行動や心の発達等に関する相談                                        | 都立小児総合医療センター<br>こころの電話相談室                                             | 042-312-8119                                                                          |
|     | 心の健康に関する相談                                               | 都立精神保健福祉センター<br>こころの電話相談                                              | 3834-4102                                                                             |
|     | ネット・ケータイのトラブル相談                                          | 「こたエール」ネットのトラブル相談<br>（インターネット なやみ なしに）                                | 0120-1-783-02                                                                         |

区立小・中学校一覧

|       | 相談内容等                   | 部署      | 電話番号等     |
|-------|-------------------------|---------|-----------|
| 区立小学校 | 小学校における<br>いじめ全般に関する相談等 | 緑小      | 3634-6876 |
|       |                         | 外手小     | 3625-0301 |
|       |                         | 二葉小     | 3625-0305 |
|       |                         | 錦糸小     | 3625-0311 |
|       |                         | 中和小     | 3634-7476 |
|       |                         | 言問小     | 3625-0315 |
|       |                         | 小梅小     | 3625-0321 |
|       |                         | 柳島小     | 3625-0325 |
|       |                         | 業平小     | 3625-0331 |
|       |                         | 西国小     | 3634-7876 |
|       |                         | 横川小     | 3625-0335 |
|       |                         | 菊川小     | 3634-8176 |
|       |                         | 第三吾嬬小   | 3617-7513 |
|       |                         | 第四吾嬬小   | 3617-0232 |
|       |                         | 第一寺島小   | 3614-0103 |
|       |                         | 第二寺島小   | 3614-0105 |
|       |                         | 第三寺島小   | 3614-0201 |
|       |                         | 曳舟小     | 3617-7617 |
|       |                         | 中川小     | 3617-7921 |
|       |                         | 東吾嬬小    | 3617-8323 |
| 区立中学校 | 中学校における<br>いじめ全般に関する相談等 | 押上小     | 3617-8325 |
|       |                         | 八広小     | 3614-6911 |
|       |                         | 隅田小     | 3614-0203 |
|       |                         | 立花吾嬬の森小 | 3618-4911 |
|       |                         | 梅若小     | 3614-6913 |
|       |                         | 墨田中     | 3625-0351 |
|       |                         | 本所中     | 3625-0355 |
|       |                         | 両国中     | 3625-0361 |
|       |                         | 堅川中     | 3625-0365 |
|       |                         | 錦糸中     | 3625-0375 |
|       |                         | 吾嬬第二中   | 3617-2180 |
|       |                         | 寺島中     | 3617-0537 |
|       |                         | 文花中     | 3617-0264 |
|       |                         | (夜間学級)  | 3617-1562 |
|       |                         | 桜堤中     | 3616-5630 |
|       |                         | 吾嬬立花中   | 3616-2271 |
|       |                         |         |           |
|       |                         |         |           |
|       |                         |         |           |
|       |                         |         |           |

児童館・学童クラブ一覧

|                       | 学童クラブ名                  | 担当児童館          | 電話番号等     |
|-----------------------|-------------------------|----------------|-----------|
| 児童館・学童クラブ（関係機関への連絡窓口） | 墨田児童会館学童クラブ             | 墨田児童会館         | 3614-7141 |
|                       | 墨田児童会館第二学童クラブ           |                |           |
|                       | 墨田児童会館学童クラブ二寺分室         |                |           |
|                       | 墨田児童会館学童クラブ二寺第二分室       |                |           |
|                       | 墨田児童会館学童クラブ隅田分室         |                |           |
|                       | 墨田児童会館学童クラブ梅若分室         |                |           |
|                       | 墨田児童会館学童クラブ錦ヶ洲分室        |                |           |
|                       | 八広児童館学童クラブ              | 八広児童館          | 3611-2227 |
|                       | 八広児童館学童クラブ三吾分室          |                |           |
|                       | 江東橋児童館学童クラブ             | 江東橋児童館         | 3634-8883 |
|                       | 江東橋児童館学童クラブ菊川分室         |                |           |
|                       | 江東橋児童館学童クラブ錦糸分室         |                |           |
|                       | 東向島児童館学童クラブ             | 東向島児童館         | 3611-2500 |
|                       | 東向島児童館学童クラブ一寺分室         |                |           |
|                       | 東向島児童館学童クラブ三寺分室         |                |           |
|                       | 立花児童館学童クラブ              | 立花児童館          | 3619-5781 |
|                       | 立花児童館学童クラブ分室            |                |           |
|                       | 立花児童館学童クラブ第二分室          |                |           |
|                       | 立川児童館学童クラブ              | 立川児童館          | 3633-2874 |
|                       | 立川児童館学童クラブ中和分室          |                |           |
|                       | 立川児童館学童クラブ中和第二分室        |                |           |
|                       | 立川児童館学童クラブ両国分室          | 文花児童館          | 3619-5753 |
|                       | 文花児童館学童クラブ              |                |           |
|                       | 文花児童館第二学童クラブ            |                |           |
|                       | 文花児童館学童クラブ押上分室          |                |           |
|                       | 文花児童館学童クラブ四吾分室          | 中川児童館          | 3619-7188 |
|                       | 中川児童館学童クラブ              |                |           |
|                       | 外手児童館学童クラブ              |                |           |
|                       | 外手児童館第二学童クラブ            | 外手児童館          | 3621-4531 |
|                       | 外手児童館学童クラブ分室            |                |           |
|                       | 外手児童館学童クラブ業平分室          |                |           |
|                       | 八広はなみずき児童館学童クラブ         | 八広はなみずき児童館     | 3617-7060 |
|                       | 八広はなみずき児童館第二学童クラブ       |                |           |
|                       | さくら橋コミュニティセンター学童クラブ     | さくら橋コミュニティセンター | 3623-2181 |
|                       | さくら橋コミュニティセンター第二学童クラブ   |                |           |
|                       | さくら橋コミュニティセンター学童クラブ言問分室 |                |           |
|                       | 東駒形コミュニティ会館学童クラブ        | 東駒形コミュニティ会館    | 3623-1143 |
|                       | 東駒形コミュニティ会館第二学童クラブ      |                |           |
|                       | 横川コミュニティ会館学童クラブ         | 横川コミュニティ会館     | 5608-4500 |
|                       | 横川コミュニティ会館第二学童クラブ       |                |           |

